延岡市業務継続計画及び延岡市受援計画修正支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

１．業務目的

本市では、災害発生後の市民生活の安定を図るため、延岡市業務継続計画（令和２年２月）（以下「ＢＣＰ」という。）を策定し、また、大規模災害時の市における受援応援体制について、他自治体からの応援職員や支援物資等を効果的に活用するため、延岡市災害時受援・応援計画（平成31年４月）（以下「受援計画」という。）を策定している。

令和８年３月には「宮崎県地震・津波及び被害の想定について」（以下「県被害想定」という。）が見直され、本市においても広範囲にわたる強い揺れや津波の発生による甚大な被害が想定されている。

地震・津波災害に限らず、風水害等における大規模な災害が発生した場合、市管理施設や職員自身の被災、災害対応業務の急激な増大等により、人的資源及び物的資源が不足し、行政機能が低下する事態が想定される。

このことから、南海トラフ地震発生時等における本市の被害規模等を再評価し、市民の生命、身体及び財産を守り、市民生活への影響を最小限に抑えるためには、限られた人員及び資源の下で業務の優先順位をあらかじめ整理しておく業務継続体制を再構築するとともに、他の自治体等からの応援職員及び支援物資などを円滑に受け入れる受援体制を平時から再構築することが不可欠である。また、令和８年熊本地震や令和６年能登半島地震などの近年の災害対応の教訓を踏まえると、既存計画の実効性、全庁的な浸透及び継続的改善の仕組みについても課題がある。

本業務は、これらの課題を踏まえ、ＢＣＰ及び受援計画の改定を行うとともに、災害対応業務が市職員一人ひとりの責任に基づき実施されるものであることを踏まえ、職員が自らの役割を理解し、主体的に行動できる体制を構築できるようにすることを目的とする。

さらに、両計画に基づく継続的な訓練等を実施し、また、担当課室において各計画の改善及び改定が行える仕組みを構築することで、災害時に機能する業務継続体制及び受援体制の更なる強化を目指すものである。

２．業務概要

（１）業 務 名 称　延岡市業務継続計画及び延岡市受援計画修正支援業務委託
（２）履 行 場 所　延岡市の指定する場所
（３）履 行 内 容　別紙「仕様書」のとおり
（４）履 行 期 間　契約締結の日から令和１０年3月１０日まで
（５）提案限度額　￥１７，５９８，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）
※ただし、令和８年度業務の支払限度額を８，７９９，０００円、令和９年度業務の支払限度額を８，７９９，０００円とする。なお、令和８年度業務については、令和９年３月３１日までに完成させる必要があるが、国の翌債承認及び令和８年12月市議会において明許繰越の承認を受けた場合はこの限りではない。

３．参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

（１）日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（３）成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５条）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。

（５）手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（６）民事執行法（昭和５４年法律第４号）の規定による金銭債権に対する強制執行又は国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受けた者でないこと。

（７）民事保全法（平成元年法律第９１号）に基づく民事保全の手続が常態として行われていると認められる者でないこと。

（８）延岡市税及び国税について滞納がないこと。

（９）法人等にあっては役員等（個人にあってはその者）が延岡市暴力団排除条例（平成２３年条例第２２号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団関係者でないこと。

(10) 参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けているものでないこと。

(11) 延岡市と同規模以上の人口や職員数を有する地方公共団体において、業務継続計画、受援計画及び地域防災計画等の策定または更新（修正）業務について、直近10年以内に支援実績があること。（平成28年度４月１日以降）

４．実施スケジュール

（１）公募開始日　　令和８年　11月　２日（月）

（２）質問書の提出期限　　令和８年　11月　10日（火）

（３）質問の最終回答日　　令和８年　11月　12日（木）

（４）参加申込書提出期限　　令和８年　11月　16日（月）

（５）資格確認結果通知日　　令和８年　11月　18日（水）

（６）企画提案書提出期限　　令和８年　11月　30日（月）

（７）審査会実施日　　令和８年　12月　1日（火）以降

（８）審査結果通知日　　令和８年　12月上旬から12月中旬

（９）契約締結予定日　　令和８年　12月中旬から12月下旬

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

５．参加申込書の提出について

参加希望者は、次により参加申込書兼誓約書及び資格審査に必要な書類を提出する。

（１）提出書類

参加希望者は、以下の書類を１部ずつ提出すること。

①参加申込書兼誓約書（様式第１号）

②延岡市税に滞納が無いことの証明（発行日から３箇月以内、写し可）

③国税に滞納が無いことの証明（発行日から３箇月以内、写し可）

④現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行日から３箇月以内、写し可）

⑤暴力団排除に関する誓約書（様式第２号）

⑥契約実績を証明する書類（任意様式）

※直近 10 年以内の同様又は類似業務の契約実績を最大５件まで記載すること。また、契約実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付すること。

（２）提出期限

令和８年 11 月 16 日（月）17:15 まで（必着）

（３）提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、担当部署宛てに提出すること。

（４）資格確認結果通知

令和８年 11 月 18 日（水）までに参加申込者に対し個別に通知する。

（５）辞退届の提出

参加申込書提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式第５号）を持参又は郵送（書留郵便に限る 。）で担当部署宛に提出すること。なお、この場合でもその他の事業において不利益を被ることはないものとする。

（６）その他

提出された書類の内容に疑義が生じた場合には、別途必要書類を提出させることがある。

６．質問及び回答

（１）質問書の提出

本プロポーザルに関する質問は、質問書（様式第３号）により提出すること。

（２）提出期限

令和８年 11 月 10 日（火）17:15 まで（必着）

（３）提出方法

電子メールにて担当部署宛に提出すること。電子メールの件名は「令和８年度延岡市業務継続計画及び延岡市受援計画修正支援業務委託質問書（会社名）」とすることとし、送信後、必ず担当部署に受信確認の電話連絡を行うこと。

（４）質問書の回答

質問に対する回答は、令和８年 11 月 12 日（木）までに延岡市ホームページへ随時掲載することとし、個別での回答は行わない。

７．企画提案書の提出

本プロポーザルに関する企画提案書等は、次の方法で提出すること。

（１）提出書類

①企画提案書表紙（様式第４号）

企画提案書の表紙として提出すること。

②提案者の概要（任意様式）

名称、代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員数、業務内容、本業務責任者の経歴等を記載すること。

③契約実績を証明する書類（任意様式）

参加申込の際に提出したものと同様のもの。なお、契約書等の写しの添付は不要とする。

④業務実施体制（任意様式）

業務の実施体制、分担業務等の内容について記載すること。

⑤スケジュール（任意様式）

詳細な業務実施スケジュールを作成すること。

⑥企画提案書（任意様式）

・別紙「仕様書」に掲げる「全体構成」及び「業務内容」に記載の５から９の項目に沿って提案書を作成すること。

・仕様書の内容のほか、本市又は本事業に資する独自の提案事項があれば記載すること。

・提案趣旨、アピールしたいポイント等を簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。

・図や表を用い、専門知識を有しない者にも理解できるよう配慮すること。

・プレゼンテーションの際は、当該企画提案書を用いて行うこと。

⑦見積書（任意様式）

提案見積価格を記載すること。また、内訳書を添付すること。

（２）作成要領

提出書類はＡ４サイズとし、片面印刷とすること。 Ａ３サイズの資料を挿入する場合は、片面印刷とし、Ａ４サイズに折ること。

（３）提出部数

①～⑦の順序で製本し、インデックス等を付け、簡易なＡ４ファイル等で提出すること。ただし、⑦については、製本に含めず別途添付することも可とする。

・正本：１部（企画提案書表紙に代表者印押印のもの。）

・副本：１部（正本の写し。ただし、副本には②の本業務の責任者の経歴等以外の書類は不要とする。
また、選定の公平性を確保するため、提案者が特定されないよう事業者名、ロゴ等を記載しないか又は黒塗りすること。）

・ＤＶＤ－Ｒに副本のデータを保存したもの：１枚（ＤＶＤ－Ｒを提出する際は、事前に最新のウィルスチェックソフトを使用し、ウィルスチェックを行うこと。

（４）提出期限

令和８年 11 月 30 日（月）17 時 15 分まで（必着）

（５）提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、担当部署宛てに提出すること。

８．審査

受託候補事業者の選定にあたっては、選定委員会を設置し、審査を行う。

（１）選定方法

企画提案書等の内容についてプレゼンテーションを実施し、提案者の経験及び実施の能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最も優れた提案を行った者を受託候補事業者として選定する。

（２）審査基準

別紙「令和８年度延岡市業務継続計画及び延岡市受援計画修正支援業務委託プロポーザル審査基準」のとおり。

（３）審査会

プレゼンテーションについては、オンライン（WEB 会議を利用。）にて実施する。

なお、詳細については、５（４）資格確認結果通知と併せて該当者に通知する。

①日程

令和８年 12 月 1 日（火）以降　※詳細な日程及び場所は別途通知する。

②所要時間

１提案者につき、40 分以内とする。

（準備：５分以内、プレゼンテーション：20 分以内、質疑応答：15 分以内）

③禁止事項

プレゼンテーション時には、企業名が特定できるものの使用や発言を禁じる。

④その他

地震等の災害など不測の事態が生じた場合は、プレゼンテーションの実施方法や日程等が変更となる場合がある。

⑤選定結果通知

令和８年 12 月上旬から 12 月中旬に、審査会に出席したすべての提案者に個別に通知する。

⑥その他

・プレゼンテーションの順番は、企画提案書等の提出順とする。

・プレゼンテーションの開始時刻に間に合わなかった場合は失格とする。

９．審査方法等

（１）受託候補事業者の選定方法

①本プロポーザルの審査は、失格者を除き、審査会において選定委員会の審査で最高点を得た者を受託候補事業者として選定するものとする。

②同一の合計点数により最高点の提案者が複数となった場合には、審査基準の３～７・９の合計点が最も高い提案者を受託候補事業者とし、同項目の合計点が同一だった場合には、選定委員会の委員長が決定するものとする。

③上記にかかわらず、合計点数が全体の６割未満の場合には、受託候補事業者として選定しない。

（２）提案者数が１者の場合

審査会において、合計点数が全体の６割以上の得点を獲得した場合に限り、本プロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断し、その提案者を受託候補事業者として決定する。

（３）審査の経緯等

審査の経緯及び内容については非公開とする。

10．失格となる提案者

提案者が、次に該当する場合は失格とする。

（１）参加資格の要件を満たさなくなった場合

（２）企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合

（３）提出書類に虚偽の記載があった場合

（４）見積額が見積限度額を超えている場合

（５）選考の公平性を害する行為があった場合

（６）前各号に定めるもののほか、本要領に反した場合、提案にあたり著しく信義に反する行為を行った場合等、選定委員会委員長が失格であると認めた場合

11．選定結果の公表

選定結果は、審査会の選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

・受託候補事業者の名称

・受託候補事業者の次順位者の名称（５０音順）

12．契約に関する事項

（１）契約の締結

受託候補事業者と延岡市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

（２）契約保証金

延岡市契約規則（平成１２年規則第１６号）第26条及び第27条の定めによる。

（３）その他

①契約代金の支払は、完了払いとする。ただし、部分払いも可能とする。

②受託候補事業者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届（任意様式）を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補事業者とする。

13. その他

（1）提出書類の取扱い

①提出された書類は、返却しない。

②提出された書類の訂正等は認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。

③提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、延岡市情報公開条例に基づき対応する。

④提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

（2）その他

①本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。

②企画提案書及び見積書は、１者につき１提案に限る。

③参加業者が１者しかない場合であっても、本プロポーザルを実施する。

附則

この要領は、令和８年11月２日から施行し、本業務の契約締結をもってその効力を失う。